

楠翠台地区

面積	82,894.84m ²
区画数	319区画
認可年月日	認可 R3.10.26
有効期間	15年
用途地域	第1種低層住居専用地域

■概要

- 建築物の敷地は、本協定締結時の区画とする。ただし、合併又は分割後の1区画の面積が各々180m²以上のものについては、この限りではない。
- 建築物は1区画に1戸建ての専用住宅とする。ただし、入院設備のない診療所及び日用品販売を主たる目的とする店舗兼用住宅等で第9条に規定する運営委員会が住宅環境を損なわないと認めたものについては、この限りではない。
- 建築物、付属建築物及び工作物の高さは、10m以下とする。
- 土地の所有者等は、建築物を住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。ただし、運営委員会が住宅環境を損なわないと認めたものについては、この限りではない。

